

人財雇用「助成金」を活用する メリットと留意点

- ◆日時 : 平成30年6月8日(金) 14時~17時
- ◆場所 : TKPガーデンシティPREMIUM博多駅前
- ◆講師 : 社会保険労務士 中村 優子

助成金とは...

雇用・労働環境の改善等に取り組んだ事業所に対し、
国(厚生労働省)から()として、
()が()制度である。 ※例外もある

補助金とは...

事業活動に必要な設備投資、自社ホームページの作成費用、
販路を開拓・拡大するための広告費、新商品開発のための研究費など、
事業活性化を図るために、不足している()
制度のこと。

「雇用関係助成金」の分類

雇用維持

再就職支援

起業支援

両立支援

雇入れ

雇用環境整備等

人材開発

※詳細は「厚生労働省」HPを参照

「労働条件等関係助成金」の分類

業務改善

受動喫煙防止対策

退職金制度の確立

時間外労働改善

産業保健関係

※詳細は「厚生労働省」HPを参照

「雇入れ関連」の助成金

特定求職者雇用開発助成金

※ハローワークの紹介が必須。

◆特定就職困難者コース

60歳～65歳、障害者、母子家庭の母等の就職が困難な者を、継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に助成

◆生涯現役コース

65歳以上の離職者を1年以上継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に助成

◆発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難治性疾患患者を、継続して雇用する労働者として、雇入れた事業主に助成

- 高年齢者、母子家庭の母
1人あたり60万円(短時間労働者は40万円)
- 身体・知的障害者(重度以外)
1人あたり120万円(短時間労働者は80万円)
- 身体・知的障害者(重度または45歳以上)精神障害者
1人あたり240万円(短時間労働者は80万円)

1人あたり70万円(短時間労働者は50万円)

1人あたり120万円(短時間労働者は80万円)

その他5コース

「雇入れ関連」の助成金

地域雇用開発助成金

※ハローワークの紹介が必須、また
雇入れる前に計画書の届出および受理が必要。

◆地域雇用開発コース

雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域などにおいて、事業所の設置・整備
あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った場合に助成

48～760万円を、最大3年間(3回)

◆沖縄若年者雇用促進コース

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の
若年求職者の雇入れを行った事業主に対して助成

支払った賃金の1/3 (1年間)

「起業支援関係」の助成金

生涯現役起業支援助成金

中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置に対して助成

起業者が60歳以上⇒助成率2/3 上限200万円
" 40歳以上⇒助成率1/2 上限150万円

その他、生産性要件満たせば、上記の25%上乘せ

「両立支援関係」の助成金

両立支援等助成金

◆ 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に助成

- ① 男性労働者の育児休業
【1人目】57万円
【2人目～10人まで】日数に応じて最大33.25万円
- ② 育児目的休暇導入
1企業につき28.5万円

◆ 介護離職防止支援コース

「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき、職場環境整備に取り組み、介護に直面する労働者が介護休業を取得した場合などに助成

- ① 介護休業の取得・復帰 57万円
- ② 介護のための勤務制限制度の利用 28.5万円

◆ 育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを作成し、労働者の円滑な育児休業取得、職場復帰に取り組んだ中小事業主に対して助成

- ① 育休取得時 28.5万円
- ② 職場復帰時 28.5万円
- ③ 代替要員確保時 47.5万円
- ④ 職場復帰後支援 28.5万円 など

その他、3コース

「雇用環境整備」の助成金

おすすめ

キャリアアップ助成金

※事前に「キャリアアップ計画書」の提出が必要。

◆正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成

- ①【有期→正規】1人あたり57万円
- ②【無期→正規】1人あたり28.5万円
- ③【有期→無期】1人あたり28.5万円

◆健康診断コース

健康診断の実施が法定外の有期契約労働者等に対象にした健康診断制度を新たに規定・実施した事業主に対して助成

1事業所あたり38万円

◆諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対して助成

1事業所あたり38万円

その他、4コース

「人材開発関連」の助成金

人材開発支援助成金

◆特別育成訓練コース

有期契約労働者等に対して、職業訓練を行った事業主に助成

Off-JT 1時間あたり760円 経費助成は最大30万円
OJT 1時間あたり760円

◆特定訓練コース

OJT、Off-JTを組み合わせた訓練、若年者を対象にした訓練など、労働生産性の向上に資する訓練を10時間以上行った事業主に助成

Off-JT 1時間あたり760円 経費助成は実費の45%
OJT 1時間あたり665円

◆一般訓練コース

特定訓練以外の訓練を20時間以上行った事業主に助成

Off-JT 1時間あたり380円 経費助成は実費の30%

その他、4コース

助成金活用の留意点

- 【1】 毎年何らかの変更がある
- 【2】 予算達成による打ち切り
- 【3】 助成金をもらうことが目的になり、会社の実態にあわない労働環境、トラブル発生
- 【4】 助成金の各種申請日からみて6か月以内に自社従業員を解雇していないこと
退職時に雇用保険上の区分が「特定受給資格者」に該当する従業員が、(雇用保険加入の)従業員総数の6%を超え、かつ4人以上発生する場合も助成金の不支給要件に該当します。
- 【5】 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する事業主は受給できない
- 【6】 事業主または役員等が、暴力団と関わりがある場合は受給できない

助成金申請をする上での必須事項

- 【1】 法定3帳簿() () ()、
および総勘定元帳などの経理帳簿をきちんと備えておくこと。
- 【2】 給与は、最低賃金以上の額を支払うこと。
- 【3】 法定労働時間を守ること(1日8時間)および時間外の場合は、必ず残業代を支払うこと
- 【4】 賃金支払の5原則を守ること
()で()を、毎月1回以上、一定の期日を定めて、労働者に()支払うこと。
- 【5】 各種保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)など、
条件に該当するものは必ず入ること。
- 【6】 労働保険料を滞納しないこと
- 【7】 就業規則、雇用契約書を作成、整備しておくこと

以上、ご清聴ありがとうございました